

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

不利益処分の内容	集会所の原状回復に要した費用の支払
根拠法令等及び条項	栃木市集会所条例第9条
根拠条項	栃木市集会所条例第9条
参考事項	栃木市集会所条例第6条及び第7条
設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 条件 施設等の利用が終わったとき、又は利用を停止され、若しくは承認を取り消され、当該施設等の原状回復の義務を履行しないとき。</p> <p>2 処分内容 教育委員会において原状回復に要した費用の負担。</p> <p>栃木市集会所条例抜粋 (利用の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、集会所の利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 集会所設置の目的に反するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、第5条第1項の利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するとき、又は集会所の管理上特に必要があるときは、当該承認に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の承認の条件に従わないとき。</p> <p>2 前項の措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。</p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第9条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第7条の規定により利用を停止され、若しくは承認を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。</p>

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。